

給水栓のJIS改正（JIS B 2061：2017）について

平成29年9月20日に給水栓のJIS改正が行われましたので紹介します。

平成29年9月20日公示

規格名称	規格番号	原案作成団体	問合せ
給水栓	B2061	一般社団法人 日本バルブ工業会	経済産業省 産業技術環境局 国際標準課 03-3501-9283

給水栓のJIS改正 —節湯タイプの水栓の普及により一層の省エネを目指して—

住宅・建築物の省エネが求められる中、建物全体のエネルギー消費量のうち給湯設備の負荷を低減することは建物全体の省エネルギー性能の向上に寄与します。今般、給水栓のJISに、節湯タイプの水栓に関する事項を新たに追加するため、JISを改正しました。これにより、住宅・建築物におけるエネルギー消費の削減が一層期待されます。

1. JIS改正の目的・背景

住宅・建築物分野における省エネルギー対策が求められる中、建物の省エネルギー基準を示した「建築物エネルギー消費性能基準^(※1)」や「低炭素建築物認定基準^(※2)」では、建物全体のエネルギー消費量のうち給湯設備の負荷を低減するため、従来タイプよりも約10～30%程度の節湯効果のある節湯タイプの水栓（節湯A1：手元止水機構、節湯B1：小流量吐水機構、節湯C1：水優先吐水機構）が位置付けられています（※各機構については裏面を参照）。

こうしたことを背景に、上記の基準に位置付けられている節湯タイプの水栓に関する事項をJIS B 2061（給水栓）に新たに追加するため、今回JISを改正することとしました。

なお、平成30年9月19日までの間は、工業標準化法第19条第1項等の関係条項の規定に基づくJISマーク表示認証において、JIS B 2061:2013によることができる。

(※1)：「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく告示（告示の名称：建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項等）

(※2)：「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく告示（告示の名称：建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準）

2. JIS改正の主なポイント

今回のJIS改正では、節湯水栓に関する定義、構造、試験方法の追加を行いました。主な改正点は、次のとおりです。

- ①用語及び定義の項目に「節湯水栓」に関する規定を新たに追加しました。
- ②性能の項目に「小流量吐水形（B1）」の節湯水栓の性能を追加しました。
- ③構造・形状・寸法の項目に「手元止水形（節湯A1）」及び「水優先吐水形（節湯C1）」の構造を追加しました。
- ④試験方法の項目に「小流量吐水形（節湯B1）」の性能試験方法を追加しました。








参照

- ・ 経済産業省 <http://www.meti.go.jp/press/2017/09/20170920002/20170920002.html>
- ・ 日本工業標準調査会（JISC）のHPから、「B2061（給水栓）」でJIS検索すると本文を閲覧できます。
<http://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrJISSearch.html>

節湯水栓(節湯A1/B1/C1)について

「建築物エネルギー消費性能基準」及び「低炭素建築物認定基準」では、シングルレバー湯水混合水栓、ミキシング湯水混合水栓、サーモスタット湯水混合水栓のいずれかであり、かつ表に示す“節湯A1、節湯B1、節湯C1”のいずれかの種類に当てはまるものを節湯水栓として規定しています。

節湯水栓(節湯A1/B1/C1)の種類・削減効果・例

節湯種類	節湯 A1 手元止水機構	節湯 B1 小流量吐水機構	節湯 C1 水優先吐水機構
構造	台所水栓及び浴室シャワー水栓において、吐水切替機能、流量および温度の調節機能と独立して、使用者の操作範囲内に設けられたボタンやセンサー等のスイッチで吐水及び止水操作ができる機構を有する湯水混合水栓	浴室シャワー水栓において、「小流量吐水機構を有する水栓の適合条件」を満たす湯水混合水栓	台所水栓及び洗面水栓において、吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の正面に位置するときに湯が吐出されない構造を有する、又は吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右側面に位置する場合は、温度調節を行う回転軸が水平で、かつレバーハンドルが水平から上方45°に位置する時に湯が吐出されない構造、又は湯水の吐水止水操作部と独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた湯水混合水栓をいい、水栓又は取扱説明書等に水栓の正面位置が判断できる表示がされているもの
適合条件	基準(節湯水栓(節湯A1/B1/C1)の判断基準)に定められた試験方法にて吐水力を測定し、その値が次の条件に適合すること ・流水中に空気を混入させる構造を持たないもの → 0.60(単位N)以上 ・流水中に空気を混入させる構造を持つもの → 0.55(単位N)以上		
台所水栓	従来の水栓に対する削減率:9%削減 【例】  手元止水(ボタン) 手元止水(センサー)		従来の水栓に対する削減率:30%削減 【例】  水平から上方45°で水吐水(横型) 水栓の正面で水吐水(縦型)
浴室シャワー水栓	従来の水栓に対する削減率:20%削減 【例】  手元止水(シャワーヘッド)	従来の水栓に対する削減率:15%削減 【例】  小流量吐水(シャワーヘッド)	
洗面水栓			従来の水栓に対する削減率:30%削減 【例】  水栓の正面で水吐水(縦型)
節湯種類組み合わせ	節湯 A1 節湯 B1 浴室シャワー水栓 32%削減 【例】  手元止水 + 小流量吐水(シャワーヘッド)	節湯 A1 節湯 C1 台所水栓 36%削減 【例】  手元止水 + 水栓の正面または水専用操作部で水を吐水(フットスイッチ)	

※2バルブ湯水混合水栓は、他の形式に比べ湯温度調整が困難であるために無駄な湯水の消費が増えるとされているため、本基準では対象外とする。
 ※年間水使用量・年間ガス使用量については、“住宅・建築物の省エネ基準エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準平成25年(経済産業省・国土交通省告示第1号)”における給湯量(東京4人世帯・床面積120㎡の戸建住宅)に基づき算出し、上記基準を統合して削減量を試算するものとする。

出典 ・ 一般社団法人 日本バルブ工業会 (JVMA) <https://www.i-valve.or.jp/suisen/setsuyu/>
 関連法規と節湯水栓・節水水栓の基準について